

伊 勢 市 公 報

第 280 号
平成 29 年 7 月 5 日
水 曜 日

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 教育委員会規則 | |
| ○ 伊勢市御菌 B & G 海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 訓 令 | |
| ○ 伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令 | 10 |
| 告 示 | |
| ○ 市議会定例会の招集について | 12 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 13 |
| ○ 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任について | 14 |
| ○ 伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務の委託について | 15 |
| ○ 伊勢都市計画学校の変更について | 16 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 教育委員会会議の招集について | 17 |
| 上下水道事業告示 | |
| ○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて | 18 |
| 公 告 | |
| ○ 所有者の判明しない猫の引取りについて | 19 |
| ○ 農用地利用集積計画について | 20 |
| 消防本部公告 | |
| ○ 指定催しの指定について | 21 |
| 公 表 | |
| ○ 平成 28 年度定期監査等結果に対する措置状況について | 22 |

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第49号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成19年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「高齢障がい福祉課」を「高齢・障がい福祉課並びに総合支所の生活福祉課」に改め、同条第2項中「福祉事務所」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市御薊B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 28 日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第23号

伊勢市御菌B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市御菌B & G海洋センター条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「伊勢市御菌B & G海洋センター使用許可申請書」を
「伊勢市御菌B & G海洋センター（体育館）使用許可申請書」に改め、同
条第3項中「記入する」を「記入すること」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

| | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|----------|-----|------|----------|-----|
| 受付 | 所長 | 係 | | | | |
| 伊勢市御薮B&G海洋センター（体育館）使用許可申請書 | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | |
| (宛先) 伊勢市教育委員会 | | | | | | |
| 次のとおり体育館の使用の許可を申請します。 | | | | | | |
| 〒 住 所 申請者 氏 名 連絡先 | | | | | | |
| 目 的 | | 人 員 | | | | |
| 日 時 | 月 日 | 午前 午後 | 時 分 | ～ | 午前 午後 | 時 分 |
| 使 用 料 | 有 料 | | | | | |
| | 免 除 | | | | | |
| 責 任 者 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | | | | |
| | 〒 住所 | 氏名 | | 電話番号 | | |
| 備 考 | | | | | | |

様式第2号（第8条関係）

No.

許 可 証

| | | | |
|-----|-----|---------------|--------------|
| 目 的 | | 人 員 | |
| 日 時 | 月 日 | 午前 時 分～ 午後 | 午前 時 分 午後 |
| 条 件 | | | |

上記のとおり体育館の使用を許可する。

年 月 日

様

伊勢市教育委員会

様式第3号(第8条関係)

伊勢市御園B&G海洋センター（プール）利用者名簿

年 月 日

| No. | 氏 名 | 住 所 | 年 齢 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 6 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 6 号

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令

伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「別表のとおりとする」を「市長が別に定める」に改める。

別表を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 80 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 29 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 29 年 6 月 26 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、大世古町会連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 6 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 井 徹

伊勢市大世古 3 丁目 1 番 72 号

変更後 浦 田 眞

伊勢市大世古 2 丁目 4 番 7 号

伊勢市告示第 82 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任（本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任を含む。）をしましたので、同条第 3 項の規定により告示します。

平成 29 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

地方公共団体情報システム機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任をした日

平成 29 年 6 月 14 日

伊勢市告示第 83 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市本町 16 番 2 号

公益社団法人 伊勢市観光協会

会長 濱田 典保

2 委託期間

平成 29 年 7 月 8 日から平成 29 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年6月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

11 桜浜中学校

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市教育委員会告示第 8 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 29 年 6 月 16 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 22 日（木）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 53 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
 - 議案第 54 号 伊勢市御菌 B&G 海洋センター条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 55 号 平成 29 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 2 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 29 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 指定 番号 | 工事店名 | 所 在 地 | 指定取消し年月日 |
|----------|-----------------------|---------------------------|------------------|
| 63 | 有限会社 笠 井水道ポンプ 店 | 伊勢市宇治浦田 2 丁 目 6 番 15 号 | 平成 29 年 6 月 19 日 |

伊勢市公告第 49 号

所有者の判明しない猫の引取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

平成 29 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りをした猫

| 番号 | 保護した場所 | 動物種 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|-----|----|----|----|----|------------|-----|
| 1 | 勢田町 | 猫 | 雑種 | 黒 | 不明 | 小 | 91 日 未満 | |
| 2 | 勢田町 | 猫 | 雑種 | 黒 | 不明 | 小 | 91 日 未満 | |

2 引取りをした日 平成 29 年 6 月 18 日

3 収容期限 平成 29 年 6 月 22 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 50 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成29年6月27日

伊勢市消防長 坂口典生

- 1 指定催しの会場
伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）
- 2 指定催しの名称
第65回伊勢神宮奉納全国花火大会
- 3 主催者
伊勢神宮奉納全国花火大会委員会
会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第4号

平成28年度定期監査等結果（前期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年6月20日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 野 崎 隆 太

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【総務部】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措 置 状 況 |
|------|--|---|
| 総務課 | （１）地方制度調査会で内部統制を制度化する答申が出ている。全ての長に内部統制体制を整備、運用する権限と責任があることを明確化したものである。今後予想される法改正に合わせ、内部統制の基本的な方針を作成し、体制を整えることを検討されたい。 | 「検討中」 現在、国会において改正法案が審議されているところ、可決成立後、改正法の内容に沿って検討していきます。 |
| 職員課 | （１）職員構成のなかで、嘱託・臨時職員の比率が上がってきており、実質的な人件費が見えづらくなっている。嘱託・臨時職員のあり方について一考願いたい。 （２）女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が、実際の採用や登用に反映されていない。策定指針に基づき、目標を持った取組みをされたい。 | 「検討中」 地方公務員法及び地方自治法の改正に基づいた嘱託・臨時職員のあり方を検討しています。 「実施中」 採用や登用に反映させるため大学での採用説明会、女性職員対象の研修を行っています。 |

【情報戦略局】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措 置 状 況 |
|-------|---|---|
| 情報調査室 | （１）窓口業務の民間委託において、住民サービスの向上はもとより、業務の効率化や費用対効果の検証を願いたい。 | 「措置済み」 窓口業務の民間委託の検証については、戸籍住民関係の窓口業務等について委託後の検証を行い、当初求めていた来庁者サービスの向上、事務の効率化や業務環境の向上において効果を得ていると評価しています。 また、新規委託の方向性について、国民健康保険窓口業務を対象として、先進自治体の視察を行うとともに他団体の実施状況や戸籍住民関係窓口業務の検証結果を |

| | | |
|-----|---|--|
| | | <p>踏まえ検討しました。</p> <p>現時点における国保窓口業務については、委託における効果が高いとは言えず、課題もみられることから、今後の窓口業務の状況及び委託を取り巻く環境の変化等をみながら、時期をみて再度検討することとしました。</p> <p>窓口業務の民間委託の方向性については、今後も引き続き調査研究を進めていきます。</p> |
| 財政課 | (1) 基金において、長期の債券での運用を行っているが、マイナス金利施策のもとでは金利の変動率が高い。金利の動向に注視し対応願いたい。 | <p>「実施中」</p> <p>低金利の金融環境のもと、効率的な運用を図るため、基金の一部において長期債券による運用を行っていますが、流動性の確保と確実かつ効率的な運用を念頭に、金利の動向を注視し対応します。</p> |

【環境生活部】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措置状況 |
|-------|---|--|
| 市民交流課 | <p>(1) まちづくり協議会は自主性、自立性を重んじ、発揮する地域自治の仕組みとして発足した。</p> <p>しかし、多額の公費を投入しており、その透明性の確保のため、監査機能を設けることを義務付ける必要性について考慮されたい。</p> | <p>「実施中」</p> <p>監査機能については、各協議会とも監事を設置し、その結果については市へ報告されているところではあるが、まちづくり協議会の公費投入に対する透明性を確保するために、各協議会毎に配置している当課職員及び庁内管理職の職員に対し、運営の相談はもとより事業、予算・決算等を把握させ、これまで以上に外部的な監査の機能もしっかりと果たしてまいります。</p> <p>また、さらに、透明性が確保できるよう監査機能を検討していきます。</p> |
| 戸籍住民課 | (1) 各支所の来所者や取扱い業務には大きな差がみられる。将来の人口減少も見据えて、支所のあり方について検討をされたい。 | <p>「検討中」</p> <p>市民サービスの低下を招かないことを前提に、地域の実情も含め検討してまいります。</p> |
| 環境課 | (1) 墓地管理手数料において、長期間回収できないものがある。有効な未収金対策に取り組まされたい。 | <p>「実施中」</p> <p>滞納整理については、個別訪問、電話催告、催告状の送付などを行っているところ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>(2) 環境汚染調査結果をホームページで公表しているが、公表数値の良否がわかりづらい。表記方法を工夫されたい。</p> | <p>ですが、使用者と連絡が取れなくなり長期間回収できない状態になっている区画については、不納欠損処理も視野に入れつつ区画の使用状況を踏まえ、区画へ市への連絡を求める看板を設置するなどして粘り強く対応しているところです。</p> <p>「措置済み」 平成 20 年度からの調査結果に加え、代表的な指標である BOD の推移をグラフ化し勢田川及び宮川の水質比較としてホームページに掲載しました。</p> |
|--|--|--|

【健康福祉部】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措 置 状 況 |
|-------|--|--|
| 生活支援課 | <p>(1) 生活保護費において、返還金未納額が多数ある。有効な未収金対策に取り組まれない。</p> | <p>「実施中」 督促状や催告書等により、納付を促し、また、現に保護を受けている世帯や分納している世帯については、最低生活費からの納付ということや生活保護を脱却した世帯であっても経済状況が厳しい世帯が大半であることから、それらを考慮した上で、分納額の増額の交渉を行っています。</p> |
| こども課 | <p>(1) 利用者の負担の公平性の観点から、保育料未収金対策の取組み強化を望むものである。</p> <p>(2) 保育士不足による園児受入れを制限せざるを得ない実態がある。一方、保育所現場では幼児保育への高い意欲が見受けられた。保育士確保の工夫への一層の努力をお願い</p> | <p>「実施中」 保育料の未収金対策について、現年度分については、定期的に初期催告、催告、再催告、最終催告の流れで年度内での納付を求め強化を図っています。過年度分についても、滞納者への折衝を行い、納付の誓約が果たされない場合は、移管最終催告通知を行ったうえで、収納推進課への移管、差押により収納率の向上に努めています。</p> <p>「実施中」 保育士確保、離職防止を図るため、平成 29 年度に公立保育所の嘱託保育士の処遇改善を行いました。また、子育て中などの理由により、保育士の資格を持ちながら保</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| | <p>したい。</p> <p>(3) 看護師が未配置の保育所が1施設ある。配置基準上は義務付けられていないが、園児の健康上の安全安心のため配置を考慮願いたい。</p> | <p>育士として就労していない潜在保育士が就労しやすいように勤務条件を調整して雇用するなど多様な就労形態による保育士確保に取り組んでいきます。</p> <p>「実施中」</p> <p>乳児の保育を行う園については看護師を配置することとし、それ以外については健康上配慮が必要な園児がいる場合に看護師を配置し、保護者が安心して子どもを預けられるように、現在もハローワークを通じて求人をしているところです。</p> |
| 高年齢・障がい福祉課 | <p>(1) 障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮の事項を、市施設の運営委託の契約書・仕様書に全庁的に入れることを周知徹底されたい。</p> | <p>「実施中」</p> <p>市施設運営の受託業者における障害者差別解消法に定められた合理的配慮の対応につきましては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領の中に、受託業者が差別解消法に適切に対応できるよう仕様書等に盛り込むことなどを明記し、所属長の出席を必須とした説明会等において周知に努めているところです。今後も全庁的な周知徹底に努めてまいります。</p> |

【産業観光部】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措置状況 |
|-------|---|--|
| 商工労政課 | <p>(1) お伊勢さん菓子博 2017 では、職員を派遣し、資金も支援している。地元の事業者が出展できるスペースを設け、その商品PRに努められたい。</p> | <p>「措置済み」</p> <p>お伊勢さん菓子博 2017 へは、三重県菓子工業組合伊勢支部の組合員の多数が出展、また、フードコートにも市内の飲食業者が出展され、市内事業所やその商品のPRができました。</p> <p>また、博覧会支援事業の一環として伊勢市のお菓子のパンフレットを作成し、市内各所や物産展等で配布するとともに、4月～6月には市内の菓子店舗を巡るスタンプラリーを実施し、市内事業所の商品の知名度向上・消費拡大に努めています。</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| 観光振興課 | (1)おもてなしの一環として喫煙所が設置されたが、現在、検討されている改正健康増進法において、駅は受動喫煙防止対策の規制対象として検討されている。法改正の動向に注視して対応されたい。 | 「検討中」 おもてなしの一環として設置した、宇治山田駅・伊勢市営宇治駐車場の喫煙所については、改正健康増進法に基づき対応していきたい。 |
| 観光誘客課 | (1)観光施策への予算投入は事業効果が見えにくい部分がある。企画や事業には数値目標を設定の上、費用対効果を評価し、検証する手段を組み込むことを検討されたい。 | 「検討中」 数ある事業の中には、数値目標の設定をしがたいものも多数ありますが、費用対効果を評価することにより、事業を検証する手段を講ずる必要もありますことから、その手法について引き続き検討することとします。 |

【御薊総合支所】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措置状況 |
|-------|---|---|
| 生活福祉課 | (1)地域審議会の開催状況を見る限り、当初の設置目的は果たされたものと思われる。設置期間が5年間延長されており、審議事項を拡げ対応することを勧めたい。 | (1)「実施中」 平成29年4月に、公共施設の方向性に関する意見交換を目的として、地域審議会を開催しました。今後も、諮問事項について審議するとともに、地域審議会が必要と認める事項について検討していきます。 |

【会計課】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措置状況 |
|------|--|---|
| 会計課 | (1)基金の一部を長期の債券で運用しているが、マイナス金利施策のもとでは金利の変動率は高い。債券価格を充分把握し、保管に努めていただきたい。 | 「実施中」 債券運用における債券価格は、マイナス金利政策等に左右されることから、債券価格情報を取得し、流動性の確保と確実かつ効率的な保管に努めます。 |

【監査委員事務局】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措置状況 |
|---------|---|--|
| 監査委員事務局 | (1)公営企業会計基準の改正や新公会計制度の導入等により、職員の専門性が一段と求められている。その確保のための創意工夫を考慮されたい。 | 「実施中」 監査業務の専門性の向上のため、職員研修への参加機会を増やすなど能力アップに努めていきます。 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>(2) 内部統制体制の整備が求められている。今後の法改正に合わせ、監査の体制強化を図りたい。</p> | <p>「検討中」 今後の法改正の動向を見ながら、職員研修を充実させるなど監査機能の強化を図っていきます。</p> |
|--|---|--|

工事監査

【宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（校舎 建築工事）】

| 所管課等 | 監査結果（前期）（意見） | 措置状況 |
|-------|--|---|
| 教育総務課 | <p>(1) 建設業退職金共済制度の掛金額収納に伴い元請業者に受け渡される証紙は、それを必要としている作業者の所持手帳に添付されねばならない。元請業者の監理技術者から上記手帳の複写の提出を受けて、その数量確認を工期中に数回実施することが望まれる。ダンプ車やミキサー車の運転手についても、その雇用関係を確認して対処しておくのが良い。</p> <p>また、下請業者から辞退届が出ている場合は、その理由の根拠となる保証会社への加入証等の同時提出を受けて確認されたい。</p> <p>(2) 監査前日は雨天であり校舎回りが、かなり、ぬかるんでいた。土足で泥を上げるので作業場全体に砂埃が多い。整地のために既設排水溝を一時除去しているからとのことであるが、16カ月も続く工事であり、当初に場所を選んで有孔管を埋める等の仮排水溝対策も必要であった。</p> | <p>「措置済み」 ご意見をいただいた事項について、監査以後、状況を確認し実施しています。</p> <p>「検討中」 工事の内容、工期及び周辺状況等を勘案して、適切な対策を講じます。</p> |